

税金の納め忘れはありませんか？

税金は大切な財源です

税金は、町民の皆さまが豊かで健康的な暮らしができるように、福祉、教育、道路、消防など様々な事業を進めていくための大切な財源です。滞納が増えると税収が減り、十分な町民サービスの提供が困難になるなど、大きな影響を及ぼします。

納期限までに納めましょう

納付する金融機関やコンビニエンスストアによっては、町に納付情報が届くまでに20日以上かかることがあります。納期限以降に納付すると、行き違いで督促状が発送される場合がありますので、納期限までの納付をお願いします。

※納付書の枠外左下に記載された日付は使用期限で、納期限ではありません。

早めにご相談ください

けがや病気、失業などやむを得ない事情により、一時的に税金を納めることが困難な場合は、早めにご相談ください。

お問い合わせ先：税務課 収納係（内線2113）

口座振替が便利です

納付する時間がとれない場合は口座振替が便利です。金融機関や郵便局、役場にある口座振替依頼書に記入・押印し、利用予定の各金融機関でお手続きください。原則、口座振替は依頼書を受領した月の翌月からになりますのでご注意ください。

緑色の封筒は必ず中を確認

年金から引かれるつもりや、口座振替にしていたつもりでも納付書払いになっている場合があります。町から届いた郵便物は必ず確認し、ご不明な点はお問い合わせください。



- 65歳からの介護保険料、75歳からの後期高齢者医療保険料は、年齢到達時の最初の納付は年金からの天引きになりません。また、金額の変更などで年金から引けなくなる場合もあります。
- 固定資産税の相続や贈与などによる名義変更の場合は、口座振替は継続されないため、改めて手続きが必要です。

税金を滞納すると、段階的に滞納処分が行われます



押印と性別記載欄を見直しました

町では、町民サービスの向上と行政手続きの簡素化、性的マイノリティの人権擁護の観点から、町の判断で見直しができる申請書などについて、押印と性別記載欄を見直しました。令和3年10月1日から、法令等で定められているものなど一部の手続きを除いて、押印と性別記載欄を廃止します。

押印の見直し

認印を押していた手続きは、原則、押印を廃止しました

個人の認印を求めている手続きについて、押印の義務付けを廃止しました。廃止に伴い、運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書の提示や署名を求める場合があります。

法令などにより押印が義務付けられている手続きや、印鑑証明書の添付などが必要となる実

印（登記印・登録印）を求める手続きは、引き続き押印が必要です。

今回の見直しで、町で押印を求めている様式約1,380種類のうち約1,200種類（全体の88%）で、押印の義務付けを廃止しました。

押印を廃止したもの

- ▶ 各種補助金申請書（一部を除く）
- ▶ 各種施設の利用許可申請書
- ▶ 児童手当・特例給付現況届
- ▶ 介護保険認定申請書 など

引き続き押印が必要なもの

- ▶ 法人による補助金などの手続き
- ▶ 認可地縁団体登録申請書
- ▶ 契約書
- ▶ 奨学金貸与申請書 など

性別記載欄の見直し

性別情報を必要としない手続きは、性別記載欄を廃止しました

業務上、性別情報が必要ない手続きについて性別記載欄を見直しました。今回の見直しで、約130種類の様式で性別記載欄を廃止しました。

性別記載欄を廃止したもの

- ▶ 印鑑登録、廃止申請書
- ▶ 児童クラブ入会申込書
- ▶ 投票所入場券
- ▶ 履歴書（職員採用試験用） など

引き続き性別記載が必要なもの

- ▶ 認知症高齢者SOSネットワーク事業事前登録申請書
- ▶ 男女いきいき幸せプラン策定用アンケート
- ▶ 高齢者福祉サービス事業提供依頼書 など

Check!!

- ▶ 見直しを行った全ての手続きは、町ホームページに掲載しています。
- ▶ 各手続きの見直しの内容については、担当課へお問い合わせください。
- ▶ 見直しが可能な手続きは、今後も随時見直しを進めます。

見直しした全ての手続きは、こちらに掲載

